

豊田市禁煙治療費助成事業が始まります

豊田市では、周囲の人と自身の健康被害を防ぐため、禁煙を希望する市民の方を対象に禁煙外来治療費の一部を助成する事業を開始します。

- 対象者
満 20 歳以上の市民で、禁煙治療開始前の方

- 助成の流れ
 - (1) 禁煙治療を開始する前に市へ事前登録（書面）
 - (2) 医療機関で治療を開始
 - (3) 所定の治療過程を終了後、必要書類を市へ提出
 - (4) 書類審査後、市から交付決定連絡（書面）
 - (5) 健康保険が適用される禁煙外来治療費の自己負担分の 2 分の 1 の補助を受ける（1 人 1 回限り、上限 1 万円）
※治療を完了できなかった場合は助成が受けられません。

- 定員
交付決定者 先着 130 人（令和 3 年度）

- 事前登録期間
令和 3 年 4 月 1 日（木）から令和 3 年 11 月 30 日（火）（必着）まで
※交付決定者が 130 人に達した場合は、期限前に受付を終了する場合があります。

- 本事業に関する内容は、豊田市ホームページでご確認ください。

【問合せ先】

豊田市役所 保健部総務課 健康づくり担当

電話：0565-34-6723